国連事務総長の二千九年九月二十九日の報告書（S／二〇〇九／四九五）及び国連コートジボワール専門家グループの二千九年四月八日の報告書（S／二〇〇九／一八八）及び二千九年十月九日の報告書（S／二〇〇九／五二一）に留意し、

決議第千五百七十二号（二千四年）及び第千六百四十三号（二千五年）により課された措置が、特に計画された大統領選挙との関係において、コートジボワールの安定に継続して貢献していることを強調し、

全般的な人権状況の持続的な改善にもかかわらず、国の複数の異なる地域において文民に対して行われたと伝えられる人権侵害及び人道法違反（多くの性的暴力行為を含む。）が持続していることに懸念を持って改めて留意し、かかる犯罪行為の犯人は司法手続きに付されなければならないことを強調し、コートジボワールにおけるすべての人権侵害及び国際人道法違反に対する確固とした非難を改めて表明し、また、女性、平和及び安全保障に関する決議第千三百二十五号（二千年）、第千八百二十号（二千八年）、第千八百八十八号（二千九年）及び第千八百八十九号（二千九年）、子供と武力紛争に関する決議第千六百十二号（二千五年）及び第千八百八十二号（二千九年）並びに武力紛争における文民の保護に関する決議第千六百七十四号（二千六年）を想起し、

コートジボワールにおける事態がこの地域において国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを認定し、

国際連合憲章第七章の下に行動して、

1　決議第千五百七十二号（二千四年）7から12までの規定により課せられた武器に関する措置並びに財政上及び渡航上の措置、並びに決議第千六百四十三号（二千五年）6の規定により課せられたすべての国がコートジボワールからのすべてのダイヤモンド原石の輸入を防止する措置を二千十年十月三十一日まで延長することを決定する。

2　安全保障理事会が上記1にいう期間の終了時に、決議第千八百八十号（二千九年）に規定する選挙プロセス及び和平プロセスの重要な段階の履行において達成された進捗状況に照らし、上記1の規定において延長された措置を再検討することを決定し、また、上記1にいう期間に次のことを実施することを更に決定する。

(a)　制裁制度の修正を行いうるとの観点から、国際基準に従って、開かれた、自由な、平等なかつ透明性のある大統領選挙が行われてから三箇月以内に、上記1の規定において延長された措置を再検討すること、又は、

(b)　本決議の2(a)の規定に基づく再検討が二千十年四月三十日の時点で予定されない場合、右期日までに中間の再検討を行うこと。

3　ワガドゥグ政治合意のコートジボワールの当事者及び全ての国（特にこの地域の国。）に対し、上記1の規定において延長された措置（適切な場合には、必要な規定及び規則を策定することを含む。）を完全に実施することを要請し、また、国連コートジボワール活動（UNOCI）に対し、その能力及び決議第千七百三十九号（二千七年）で決定され決議第千八百八十号（二千九年）で延長された任務の範囲内で、特に上記1の規定において延長された武器に関する措置を実施するための十分な支援を行うことを要請し、更に、フランス軍に対し、この観点からその展開及び能力の制約の範囲内でUNOCIを支援することを要請する。

4　コートジボワールの当局に対し、決議第千五百七十二号（二千四年）11の規定により課された措置の違反（専門家グループが、二千七年九月二十一日付の報告書（S／二〇〇七／六一一）、二千八年十月十五日付の報告書（S／二〇〇八／五九八）及び二千九年十月九日付の報告書（S／二〇〇九／五二一）で言及した違反を含む。）を直ちに停止するために必要な措置をとることを再度改めて特に要求する。

5　ワガドゥグ政治合意のコートジボワールの当事者、特にコートジボワールの当局に対し、最初に決議第千五百八十四号（二千四年）7の規定に従い設立された専門家グループに決議第千五百八十四号2(a)に規定される機材、場所及び設備並びに場所にかかわらず全ての武器、弾薬及び関連物資への妨害のないアクセス（適切な場合には通告なく、且つ共和国警備部隊の管理下にあるものを含む。）を提供することを要求し、更に、決議第千七百三十九号（二千五年）及び第千八百八十号（二千九年）で定められているように、その任務を実施するためにUNOCIに対し、及びそれを支援するフランス軍に対し、同一の条件の下でアクセスを提供することを要求する。

6　コートジボワールにおける選挙プロセスに対するあらゆる脅威、特に選挙を実施する独立選挙委員会の活動、及びワガドゥグ政治合意一・三・三・及び二・一・一・の規定による技術的作業員の活動に対するすべての攻撃又は妨害は、決議第千五百七十二号（二千四年）9及び11の規定の目的で平和及び国民和解の過程に対する脅威を構成することを改めて表明する。

7　UNOCI又はそれを支援するフランス軍の移動の自由に対する深刻な障害、又は、UNOCI、フランス軍、事務総長特別代表、決議第千八百八十号（二千九年）23の規定に言う仲介者若しくはそのコートジボワールにおける特別代表の行動に対するあらゆる攻撃又は妨害は、決議第千五百七十二号（二千四年）9及び11の規定の目的にとって平和及び国家和解の過程に対する脅威を構成することを改めて表明する。

8　事務総長及びフランス政府に対し、UNOCI又はそれを支援するフランス軍の移動の自由に対するすべての深刻な障害について、委員会を通じて理事会に直ちに報告（その責任者の名前を含む。）するよう要請し、また、事務総長及び仲介者に対し、上記7に言及される彼ら又は特別代表の活動へのすべての攻撃又は妨害について、委員会を通じて理事会に直ちに報告することを要請する。

9　すべての関係国、特にこの地域の国に対し、委員会に全面に協力することを要請し、また、委員会が必要と考えるすべての更なる情報を要請する権限を与える。

10　決議第千七百二十七号（二千六年）7の規定に定める専門家グループの任務を二千十年十月三十一日まで延長することを決定し、事務総長に対し、必要な行政上の措置をとることを要請する。

11　決議第千七百二十七号（二千六年）7(e)に規定される報告書は、適切な場合には、委員会が行いうる決議第千五百七十二号（二千四年）9及び11に定める個人及び団体の追加指定に関連するいかなる情報及び勧告も含みうることを決定する。

12　決議第千五百七十二号（二千四年）7、9及び11の規定及び決議第千六百四十三号（二千五年）6の規定により課されている措置の履行及びこれらに関する勧告につき、二千十年四月十五日までに中間報告を委員会に提供し、任務の期間の終了の十五日前までに委員会を通じて安全保障理事会に提出することを専門家グループに対し要請し、更に、専門家グループに対し、武器、弾薬及び関連物資へのアクセスを拒否した者に関する特定の情報を報告書に含めることを要請する。

13　事務総長に対し、UNOCIが収集し、可能な場合には専門家グループにより再検討された、コートジボワールへの武器及び関連物資の供給に関する情報を、委員会を通じて、適切な場合には安全保障理事会に通報することを要請する。

14　フランス政府に対しても、フランス軍が収集し、可能な場合には専門家グループにより再検討された、コートジボワールへの武器及び関連物資の供給に関する情報を、委員会を通じて、適切な場合には安全保障理事会に通報することを要請する。

15　キンバリー・プロセスに対しても、ダイヤモンドの生産及びコートジボワールからの不法な輸出に関する情報であって、可能な場合には専門家グループにより再検討されたものを、委員会を通じて、適切な場合には安全保障理事会に通報することを要請する。

16　決議第千六百四十三号（二千五年）6により課せられた措置は、コートジボワールのダイヤモンド生産に関する特定の技術的情報を得るための科学的調査及び分析の目的のためにのみ使用される輸入には、適用されないことを決定する。ただし、その調査がキンバリー・プロセスにより調整され、委員会により個別事例ごとに承認されることを条件とする。

17　16に従い行われる要請はキンバリー・プロセス及び輸入する加盟国により共同で委員会に提出されることを決定し、この項に従い委員会が免除に同意した場合には、輸入する加盟国は、委員会に調査の結果を通知し、また、コートジボワールに関する専門家グループと、その調査を支援するために、その結果を遅滞なく共有することを更に決定する。